

兵庫県公報

平成26年2月28日 金曜日 第2572号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）	1
告 示	
○ 公衆浴場入浴料金の統制額の指定（生活衛生課）	2
○ 特定計量器所在場所定期検査の実施（工業振興課）	2
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	3
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	4
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	4
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	5
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	5
○ 土地区画整理事業の換地処分完了の届出（同）	5
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に規定する知事が定める日（住宅管理課）	5
公 告	
○ 落札者等の公示（健康福祉部総務課）	5
○ 入札公告（交通政策課）	6

公布された法令のあらまし

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第4号）

次の県営住宅の駐車場を整備し、名称、位置等を定めることとした。

名 称	位 置	1区画当たりの月額の限度額
神陵台鉄筋住宅駐車場	神戸市垂水区神陵台5丁目	9,000円
宝塚小林鉄筋住宅駐車場	宝塚市小林4丁目	12,000円
西淡志知鉄筋住宅駐車場	南あわじ市志知南	2,000円

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月28日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第4号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第5新多聞第2鉄筋住宅駐車場の項の次に次のように加える。

神陵台鉄筋住宅駐車場	神戸市垂水区神陵台5丁目	9,000
------------	--------------	-------

別表第5宝塚泉町鉄筋住宅駐車場の項の次に次のように加える。

宝塚小林鉄筋住宅駐車場	宝塚市小林4丁目	12,000
-------------	----------	--------

別表第5氷上石生住宅駐車場の項の次に次のように加える。

西淡志知鉄筋住宅駐車場	南あわじ市志知南	2,000
-------------	----------	-------

附 則

この規則は、平成26年3月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第156号

物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）附則第4項の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、平成26年4月1日から施行する。

なお、平成20年兵庫県告示第1266号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、平成26年3月31日限り、廃止する。

平成26年2月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 公衆浴場入浴料金の統制額

- (1) 大人（12歳以上の者） 420円
- (2) 中人（6歳以上12歳未満の者） 160円
- (3) 小人（6歳未満の者） 60円

2 次の各号のいずれかに該当する公衆浴場は、前項の規定は適用しない。

- (1) 公衆浴場法基準条例（昭和39年兵庫県条例第64号）第2条第2項に規定するその他の公衆浴場
- (2) 神戸市公衆浴場法施行条例（平成24年神戸市条例第43号）第2条第2項に規定するその他の公衆浴場
- (3) 姫路市公衆浴場法基準条例（平成24年姫路市条例第70号）第2条第2号に規定するその他の公衆浴場
- (4) 尼崎市浴場業に関する条例（平成24年尼崎市条例第62号）第2条第2号に規定するその他の公衆浴場
- (5) 西宮市公衆浴場法施行条例（平成24年西宮市条例第42号）第2条第2号に規定するその他の公衆浴場



兵庫県告示第157号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当する質量計に係る所在場所定期検査を次のとおり実施する。

平成26年2月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
相生市、たつの市、赤穂市、西脇市黒田庄町、三木市（吉川町の区域を除く。）、川西市、小野市、三田市、丹波市、朝来市、宍粟市、加東市、多可郡、加古郡、神埼郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡	平成27年3月10日（火）から同月31日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の期間で別に通知する期日	その質量計の所在の場所

兵庫県告示第158号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定による種畜証明書を次のとおり交付した。
平成26年 2月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

飼養者の住所及び氏名又は名称	種類	品 種	名 前
朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター	牛	黒毛和種	照海土井、茂船波、丸南土井、照和土井、 照香土井、丸市土井、忠金土井

兵庫県告示第159号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加西市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 2月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量(道路平面図データ作成)
- 2 作業期間
平成26年 2月 3日から同年 3月20日まで
- 3 作業地域
加西市の一部

兵庫県告示第160号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年 2月28日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成26年 2月28日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年 2月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 7 3 号	赤穂郡上郡町楠字下川原272番7から 同 郡同 町楠字三百ナシ13番1まで	旧	8.0から 18.0まで	797.0	予定地
		新	8.0から 18.0まで	778.0	

兵庫県告示第161号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年 2月28日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年 2月28日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年 2月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 洲 本 五 色 線	洲本市五色町鮎原南谷155番 1 から 同 市五色町鮎原南谷711番まで	旧	8.0から 18.0まで	245.0	
		新	10.0から 19.0まで	245.0	
県道 尾 崎 志 筑 線	淡路市王子字小瀬ヶ内34番 1 から 同 市王子字小瀬ヶ内26番 1 まで	旧	7.0から 16.0まで	63.0	
		新	12.0から 16.0まで	63.0	



兵庫県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年 2月28日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成26年 2月28日から 2 週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年 2月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 洲 本 灘 賀 集 線	洲本市小路谷字古城1053番 5 から 同 市小路谷字古城1053番18まで	旧	21.0から 49.0まで	55.0	
		新	21.0から 32.0まで	50.0	



兵庫県告示第163号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年 2月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
田 結 (5)	豊 岡 市		田 結	下 住 風 谷	1815番の一部、1816番 1 の一部、1817番 1 の一部 2158番の一部、2165番 2 の一部、2181番の一部、2186番の一部、2186番 1 の一部

兵庫県告示第164号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項第9号の規定により、次のとおり処分した旨北播磨県民局長から報告があった。

平成26年 2月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 被処分者

商号又は名称 有限会社関西リゾート
代表者氏名 岡 田 進
事務所所在地 加東市横谷798—111
免許番号 兵庫県知事(1)第350406号
免許年月日 平成21年11月16日

2 処分の内容

免許の取消し

兵庫県告示第165号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、高砂市小松原土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成26年 2月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

	氏 名	住 所
理 事 長	石 原 國 雄	高砂市荒井町小松原3丁目13番31号
副理事長	竹 中 茂 章	同 市荒井町小松原2丁目9番7号
理 事	赤 穂 恵 介	同 市荒井町小松原4丁目105番地の5
同	古 田 林 三	同 市荒井町小松原4丁目98番地の2
同	三 好 啓 一	同 市荒井町小松原4丁目114番地の7
同	三 好 覚	同 市荒井町小松原2丁目8番11号

兵庫県告示第166号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社から神戸国際港都建設事業学園南土地区画整理事業の換地処分完了の届出があった。

平成26年 2月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県告示第167号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）附則第18項に規定する知事が定める日は、同項に掲げる駐車場のうち次に掲げるものにあつては、平成26年2月28日とする。

平成26年 2月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名称	位置
玉津今津鉄筋住宅駐車場	神戸市西区玉津町今津

公 告

落札者等の公示

- (8) 将来的に地域雇用の受皿となり得る者かどうか等の観点において適格性を有するものであること。
- 3 入札説明書及び入札参加資格確認資料の交付並びに入札参加の手続
- (1) 入札説明書及び入札参加資格確認資料の交付
- ア 交付期間
平成26年2月28日（金）から同年3月6日（木）まで
- イ 交付方法
兵庫県庁のホームページ（<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>）に掲示して様式等を提供する。
なお、様式等は、兵庫県庁ホームページの「県政情報」→「各種手続・入札」→「入札・公売情報」内の見出し「入札公告」の中の「委託・役務」の順にクリックして各画面を開き、「入札公告（ひょうご公共交通利用促進方策検討システム構築業務委託）」の下の添付ファイルをダウンロードにより保存することにより取得すること。
- ウ 問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県県土整備部県土企画局交通政策課 担当 松岡
電話（078）362-3884 内線4538
- (2) 入札参加申込の期間及び方法
- ア 期間
平成26年2月28日（金）から同年3月6日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- イ 方法
上記(1)ウに示す担当者まで持参すること。
- ウ 提出資料
入札参加申込書及び入札参加資格確認資料
- 4 入札手続き等
- (1) 入札・開札の日時及び場所
平成26年3月13日（木）午後1時30分
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁西館 1階大入札室
- (2) 入札の方法
上記(1)の日時及び場所へ直接入札書を提出すること。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (4) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 契約希望金額（入札金額の100分の108）の100分の5以上の額の入札保証金の納入（入札保証金に変わる担保の提供を含む。）を求める場合がある。
- イ 契約保証金 契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の10分の1以上の契約保証金を要する。ただし、200万円以下の契約等にあつては免除することがある。
なお、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要がない。
- ・ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があつたとき。
 - ・ 県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があつたとき。
- (5) 入札に関する条件
- ア 入札書が、所定の場所に所定の日時までに到達していること。
- イ 入札保証金の納付を求めた場合は、入札保証金が納付（入札保証金に変わる担保の提供を含む。）されていること。
- ウ 入札者又はその代理人が、本業務の入札について2通以上した入札でないこと。
- エ 本業務の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。
- キ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。なお、落札決

定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

シ 平成25年度中に、失業者を新規に雇い入れ、かつ雇用契約書等、雇用したことを示す書類を提出すること。

ス この入札の対象となる契約にかかる予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

ア 本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。

イ 入札説明書6(1)イにより、入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して、入札参加資格を確認後、落札者を決定する。ただし、入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者としない。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係ない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 年割支払

無

各年度における支払い予定額は次の割合による（平成25年度0%、平成26年度100%）。

(10) 前払金

契約金額が100万円以上で、保証事業会社と前金払に関し保証契約をした者に対しては、各年度ごとに当該年度の出来高予定額の10分の3以内の前金払いを行う。

(ii) その他

ア 契約を締結した者は、この契約の履行に伴い業務の一部を第三者に行わせるために締結する契約（以下「再委託契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により再委託契約に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を県に提出すること。

イ 契約を締結した者は、「兵庫県企業支援型地域雇用創造事業に係るQ&A」における記載事項を遵守すること（ただし、Q2（事業の実施場所）については適応の対象外とする。）。

ウ 詳細は入札説明書による。